

豊橋市がんばる商店等感染症対策強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市がんばる商店等感染症対策強化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、本市で一般消費者に対面して取引を行う店舗及び施設（以下「店舗等」という。）を営む者が行う新型コロナウイルス感染症の対策強化に要する経費に対して予算の範囲内で補助することにより、本市中小企業者の経営基盤の強化を促進し、本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(2) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗等をいう。

ア 特定の商標、商号等を使用する権利を付与する事業者（以下「本部」という。）との契約により当該権利を有する店舗等であること。

イ 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等であること。

ウ ア及びイの対価として、本部に金銭を支払っている店舗等であること。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 中小企業者であること。

(2) 令和3年6月30日以前から市内において、一般消費者に対面して取引を行う店舗等を営む者であること。

(3) この補助金の申請をした日以後も、市内で当該店舗等の営業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

(1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉦

産税)を滞納している者(新型コロナウイルス感染症の影響により納付又は納入が困難なことを理由として、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく徴収猶予を受けた者を除く。)

(2) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体である者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付を申請する中小企業者(以下「申請者」という。)が令和3年3月16日(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する大分類M-飲食サービス業にあつては、令和3年3月1日)から令和3年9月30日までに購入し、店内に設置する接客における感染症対策を目的とする備品の購入費用(ただし、設置・作成に伴う作業工賃は除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費としない。

(1) 申請者が個人の場合であつて、補助対象経費となる物品の購入先(以下「購入先」という。)との関係が次のいずれかに該当する場合

ア 申請者が、購入先の代表取締役又は親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合

イ 購入先が、申請者の配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請者が法人の場合であつて、購入先との関係が次のいずれかに該当する場合

ア 購入先が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 購入先が、申請者の親会社等又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定

する子会社等をいう。)である場合

ウ 購入先が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

(3) 申請者がフランチャイズチェーンであって、補助対象経費となる物品を本部から仕入れる又は購入する場合

(4) 購入した備品が専ら従業員向けの感染症対策に資するものである場合

(5) 補助対象経費となる物品の支払方法が、仮想通貨、特典ポイント、金券、商品券等による場合

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に補助対象経費に係る助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の4分の3以内の額とする。

2 前項の補助金の額は、予算の範囲内で1店舗等につき10万円を限度とし、申請は1店舗等につき1回までとする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、令和3年9月30日までに、豊橋市がんばる商店等感染症対策強化支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 誓約書（様式第2）

(2) 対象経費内訳書

(3) 補助対象事業に係る領収書等、出金したことが分かるもの

(4) 補助対象事業に係る契約書、請書、請求書等

(5) 補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品

(6) 個人にあつては確定申告書の写し、法人にあつては法人事業概況説明書の写し

(7) 店舗等概要の分かる資料

(8) 飲食サービス業にあつては、食品営業許可書の写し

(9) 「豊橋市新型コロナ通知システム」のQRコードを店舗等に掲示していることが分かる写真

(10) 愛知県「安全・安心宣言施設」、愛知県「ニューあいちスタンダード」、豊橋商工会議所「安全安心おもてなし宣言飲食店」又は豊橋市「換気の見える化事業取組店」のPRステッカー又はポスターを店舗等に掲示していることが分かる写真

(11) 補助金の振込先となる金融機関の預金通帳等の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、規則第11条の規定による補助金の額の確定をし、豊橋市ががんばる商店等感染症対策強化支援補助金交付決定・確定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 前項により審査した結果、補助金の交付が適当でないと市長が認めたときは、豊橋市ががんばる商店等感染症対策強化支援補助金不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定による交付の条件は、次の全ての条件を満たすものとする。

(1) 「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録し、QRコードを店舗等に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗等であること。

(2) 愛知県「安全・安心宣言施設」、愛知県「ニューあいちスタンダード」、豊橋商工会議所「安全安心おもてなし宣言飲食店」又は豊橋市「換気の見える化事業取組店」に登録し、PRステッカー又はポスターを店舗等に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗等であること。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定及び額の確定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付が決定した後、速やかに補

助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの

2 次の各号に掲げる財産について、当該各号に定める期間を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

(1) 不動産 10年

(2) その他の財産 5年

3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を得て処分等をしたことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、市長に対して納付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(検査)

第14条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。